

第11章 新生林業公社の展開

1 新事業展開による新生公社の経営

(1) 経営改善効果

これまで検討した経営改善効果をとりとまとめると、

- ・ 第6章の「林業の生産性向上 10m³/人日等に」による長期収支の改善額 15 億円、
- ・ 第9章の「新たな森林づくり 約 7,500ha」による長期収支の改善額 32 億円、
- ・ 第10章の「分収林の買い取り 約 3,000ha」による長期収支の改善額 25～28 億円

さらに、分収林契約の変更は、前回計画からすべての契約を変更するよう取り組んでいるが、現状では概ね 67%が変更できているところである。変更の目標としては、すべてを変更する方向であるが、実現性の観点から、現状で全国一の変更率である長崎県同等の 82%の変更を目標とする。

その効果額を試算すると、すべて変更では約 25 億円と見込まれたが、82%では約 13.4 億円と見込まれる。内訳は、分収造林契約期間の見直しが 9.8 億円、分収林契約の内容の変更（分収率変更）が 3.5 億円である。

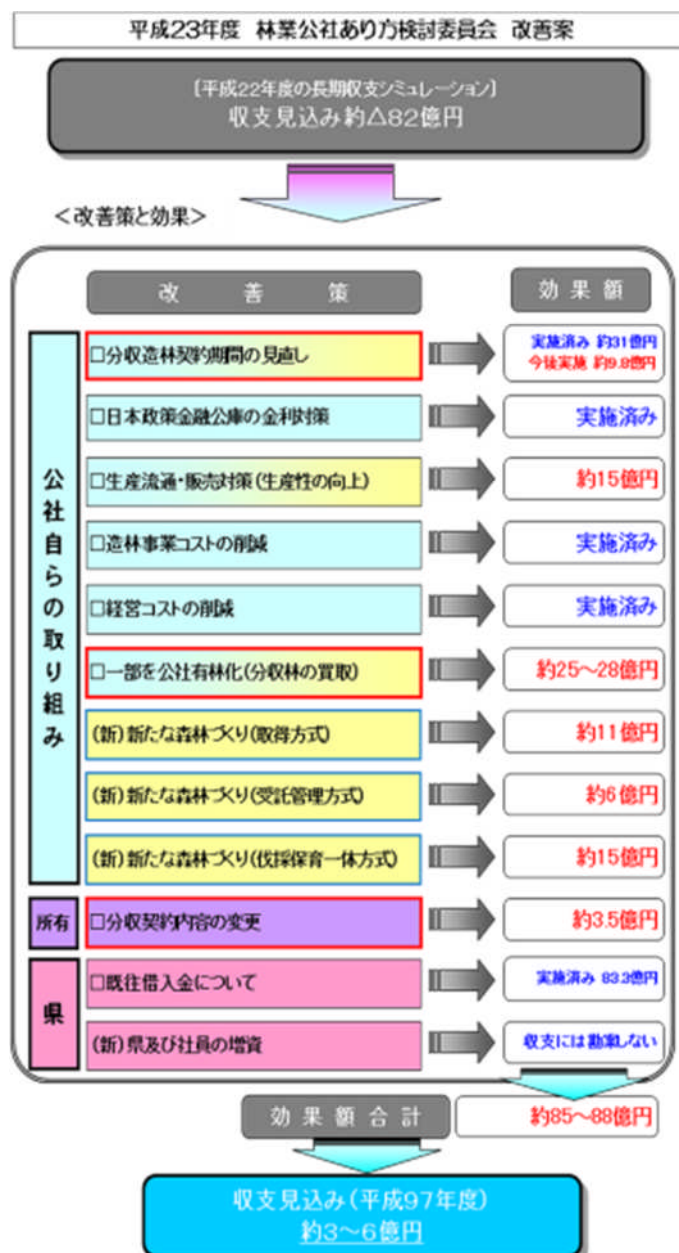
このような改善効果を合計すると、改善効果の総額は、85～88 億円となり、この結果、長期収支予測が△82 億円から 3～6 億円の黒字に改善することになる。

まとめると、今回の新たな取り組み部分として、規模拡大による経営改善は、

- ・ 新たな森林づくり 3 方式で 約 32 億円であり、前回からの懸案部分として
 - ・ 分収林契約解消の買取 約 25～28 億円
- 前回からの継続は、
- ・ 生産対策（生産性向上）約 15 億円
- 分収林契約変更で 13.4 億円
- ・ 分収林契約期間（長伐期）約 9.8 億円
 - ・ 分収契約内容（分収割合）約 3.5 億円
- である。（右図参照）

なお、前回から県へ要請してきた既往借入金の減免措置については、債務問題の項で述べたように、今回の改善策では、他の改善策を行った後に検討するものとしたため、改善効果額には、県への未払利息約 53 億円を加えていない。

さらに、生産流通・販売対策においては、前回の改善策としていた流通コストの削減約 30 億円は、すぐに対策が実行できず、主に、約 35 年後の主伐対策であるため、今回の改善額には加算していない。



1 公社自ら取り組むべき事項

(1)分収造林契約期間の見直し

- ①契約期間を90年とし、平均伐期80年への見直し
- ②長伐期による収益性の向上

(2)生産流通・販売対策（生産性の向上）

- ①直面する間伐・択伐事業の生産コストの削減
次世代林業プロジェクトの数値目標「間伐 8m³/人日」「主伐 10m³/人日」
高能率団地の設定、高性能林業機械の活用、新架線システムの導入
- ②プロジェクトによる基盤整備（作業道）や、県産材安定供給と需要拡大の推進
- ③直販等の導入で市場販売・運送コストの削減
- ④競争原理を生かした林業事業体の参入を促進

(3)造林事業コストの削減

- ①事業費の削減（作業経費の見直し、機械化の推進）

(4)経営コストの削減

- ①人件費、一般管理費の水準を事業費に対して縮減する事業拡大による固定費の圧縮

(5)公社有林化（分収林の買取）の実施（目標約 3,000ha）

- ①分収林契約の構造的課題を解決
- ②公社有林では、自由な伐期設定や非皆伐施業が可能に

(6)事業規模の拡大

- ①新規事業課を新設し、業務担当職員等を配置
- ②取得方式を実施（目標約 1,000ha）
- ③受託管理方式を実施（目標約 3,400ha）
- ④伐採保育一体方式を実施（目標約 3,100ha）

2 土地所有者への要請

(1)分収契約内容の見直し

- ①伐期の延長に伴う択伐・主伐の分収率見直し
（分収割合 6:4 → 7:3 へ、見直し進捗 現在 67% → 目標 82%：全国トップレベル）

3 県への協力要請

(1)既往借入金

- ①償還時期の延長（45年一括償還 → 平成57年度まで最大35年間の延伸）
- ②公庫の借り換え資金を活用の促進（損失補償）

(2)新規借入金

- ①事業及び経営費用の継続貸し付け（平成57年度まで）
- ②公社有林化の買い取り資金の貸し付け（企業局）

(3)追加の拠出金

- ①新事業の展開に必要な資金

4 国、公庫への支援要請

各種支援策の充実・強化

5 市町村、森林組合など社員への協力要請

(1)各種施業のコストダウンの実践

(2)追加の拠出金により新事業の展開に必要な資金を確保

2 新生公社の役割

あり方検討委員会の議論において、通常、経営とは工夫をしながら継続をしていくしかないものであり、簡単に廃止や単なる譲渡を考えることは、県に債務を付け替えるだけで問題解決はしないとされた。

現在、全国の公社は縮小や廃止の議論ばかりであるが、徳島県は、分収林の維持と運営に加えて、経営規模を拡大する方向での改善を打ち出し、森林保全の観点から、どんな機関として再生できるのかを念頭に、新生林業公社の役割となる事業展開を検討した。

(1) 森林保全と県の政策の実行機関

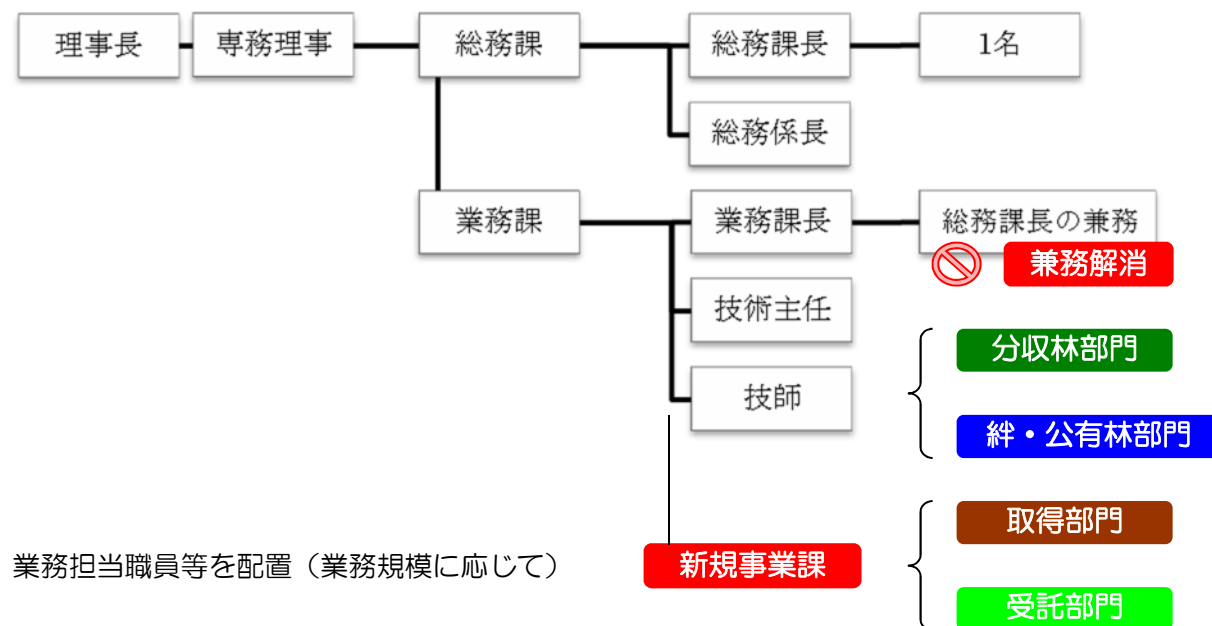
国、県、市町村といった公共団体が所有する森林は、安定した地域環境を保全し、安心して住民が生活できるように、超長期にわたって森林を管理していく機能がある。

自ら造林できない森林所有者に代わり、分収造林を行ってきた公社は、公有林に匹敵する公的森林の管理者であり、その組織は変わっても、森林を保全していく機能が必要であることは変わらない。このため、管理放棄の森林の増加が懸念される中、森林所有者は、境界管理や持続的な森林の維持を必要としており、さらには適正な木材生産を行うしくみとともに、次世代へ森林を継承していく道筋をつけていくことが強く望まれている。

なお、新たな事業展開に合わせて、事業部門については拡大を図る必要がある。

●組織●

常勤役員（専務）1名 職員5名（定員11名）を基本スタッフ



（２）木材自給率の目標と新生林業公社の取り組み

徳島県では、森林大県として、国の目標を上回る 70%の自給率を目標としており、その正否は、「安定した原木の供給」にかかっているといても過言ではない。

短期的に見ると需要と供給は一体で推移するが、長期的に見ると、素材供給がないものは需要があっても、生産されず、やがて需要そのものが他のジャンルに移り縮小する。逆に、素材供給が旺盛なものは、長期的に需要が開発され、やがて安定した需給関係が成り立つようになる。

したがって、今後、再び供給力が旺盛になるとされている国産材であるが、構造材や造作材など、それぞれの特性に応じた原木を安定して供給する必要があるため、多様な材の供給力をしっかりと高めるには時間がかかると思われ、私有林だけでは材価に左右され、伐採の計画性が低く、安定供給が困難と考えられる。

このため、国や公有林と同様に、公社の森林は、計画的に整備されており、その生産も過度に伐採する危険もなく、安定した供給を可能とするものであり、徳島県においては極めて重要なものである。

さらに、県内に多いスギの需要を拡大することはもちろんであるが、公社の分収林の樹種別では、柱など構造材に用途の広いヒノキ林が半数有り、その規模を勘案すると、将来においても県内でヒノキの安定供給を実現できるのは、公社以外にないと考えられる。

したがって、木材自給率を向上させるためにも、公社は分収林の伐採時期の到来を待つことなく、受託事業や絆の森事業等を拡大するなど、早期に供給規模の拡大を図り、率先して原木の安定供給体制を構築することが必要である。

国の目標 (新成長戦略)

2008 年：24%



2020 年：50%以上

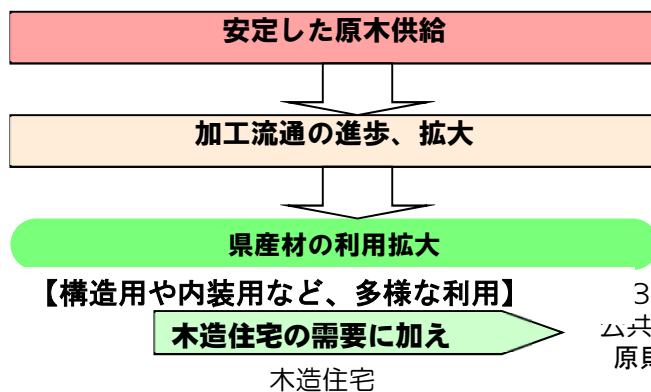
徳島県の目標 (次世代林業プロジェクト)

2009 年：40%
(素材ベース自給率)



2020 年：70%以上
(国を上回る)

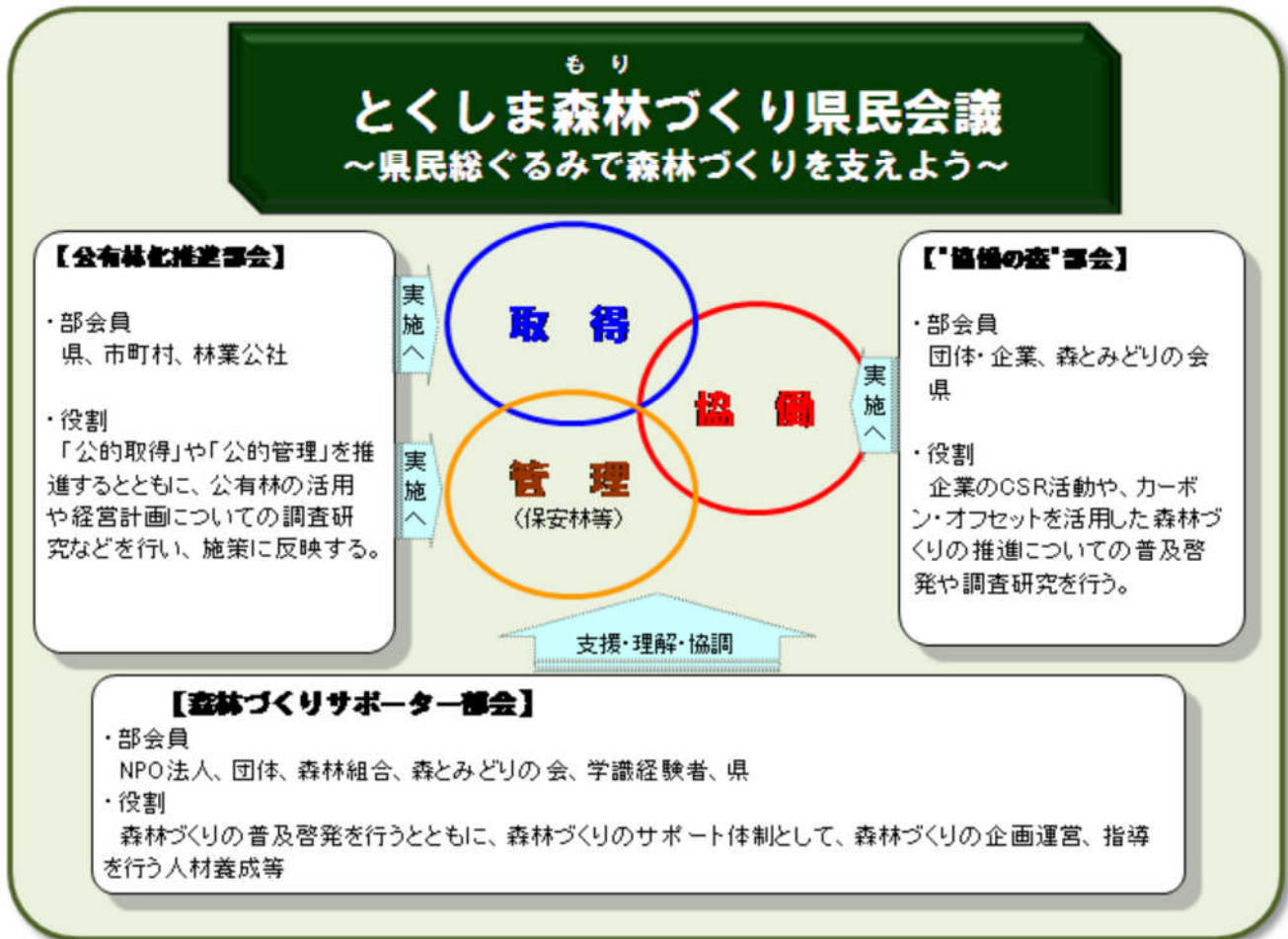
国、県等と一体となった 林業公社 計画的な安定供給を行う組織



（３）森林の保全に係る新生林業公社の取り組み

一方、地球温暖化防止の森林吸収源対策に象徴されるように、環境を育む森林の重要性が認識されており、一般県民のボランティアや企業の CSR 活動といった、経済的対価を求めない森林への貢献活動が活発となっている。

このため、徳島県の政策は、豊かな森林を次世代に引き継ぐよう、「とくしま森林づくり県民会議」を設立し、公有林の取得、企業等との協働の森づくり、各種森林管理の推進を核に、それぞれが主体となり、サポーターとなって、挙県一致の森林づくりを推進している。



県民会議の各関係者（県、市町村、森林組合、NPO 法人、企業など100団体以上）は、それぞれの立場で具体的な森林づくり活動を展開するものとしている。

今後、企業や県民を巻き込んだ幅広い森林づくりを目指すこの県民会議の意志を実行していくには、しっかりとした推進組織が必要となってくるところであり、ワンストップで県民総ぐるみの森林づくりを推進する拠点となり、公的な森林づくりの中核となる役割が重要である。

3 新生公社の組織展開

新生林業公社は、このような背景と政策を受け、分収林を区分した団地においては、次世代林業プロジェクトの「高能率団地」を形成し、地域を先導する積極的な木材の生産体制を構築するとともに、豊富な経験と高い技術を活かし、森林取得から森林管理まで、ワンストップで公有林化を進める推進エンジンとなり、業務を拡大することが求められる。

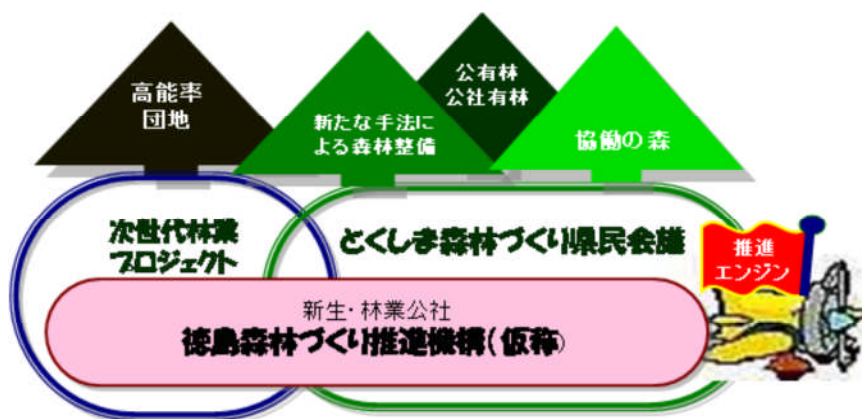
したがって、このような新たな役割をしっかりと果たす組織とするため、これまでの公社の枠に留まらず、

- 県民総ぐるみの森林づくりの拠点
- 公的森林整備を強力に進める推進エンジン
- 県産材の安定供給の要

などの機能を有する、新たな「徳島森林づくり推進機構（仮称）」として出発を目指す。

【新たな[徳島森林づくり推進機構（仮称）]】

- ・ 森林づくり県民会議で推進する「公有林化」の実務を担う拠点として開設
- ・ 新たな森林整備の手法を導入し、公的森林整備を強力に進める推進エンジン
- ・ 公的資金に加え、民間資金（募金、寄附、J-VER 等）による森林づくりを融合
- ・ 次世代林業プロジェクトの率先取り組み、安定供給の要



これにより、分収林だけでは解決できなかった収支の問題点を大きく改善させるとともに、森林所有者が求める新たな森林管理や受託の実現を図り、経営問題の解決と県民へのサービス向上、加えて、未来への森林継承を図ります。